

○財務省告示第百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年年度の初日から平成二十九年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年五月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年年度の初日から平成二十九年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五	一四の二		五五トン
一四	一三		二七、五一八トン
一三	一二		七三、〇四八トン
一二	一一		四八二、四五五トン
一一	一〇		二、五八六トン
一〇	九		一、〇四一トン
九	八		九六トン
八	七		一七九トン
七	六		〇トン
六	五		一トン
五	四		〇トン
四	三		〇トン
三	二		九五九トン
二	一		九トン
一			一三・二トン
			〇トン

二九	〇トン
二八	〇トン
二七	三四トン
二六	二四トン
二五	〇トン
二四	一五トン
二三	一五トン
二二	五五トン
二一	一、七五九トン
二〇	一〇トン
一九	一四トン
一八	五五八トン
一七	三、九九一トン
一六	七六八トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量

から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	四五七、七六八トン
一四	一〇、五四四トン